様式第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※受付年月日 | 年　月　日 |
| ※受付番号 |  |
| ※備考 |  |

大規模小売店舗新設届出書

　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　（設置者）氏名又は名称

　　　　　 法人代表者氏名

　　　　　　住所

　　　　　　担当者氏名電話

　大規模小売店舗立地法第５条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　 ・名称

・所在地

　２　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ　　ては代表者の氏名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |  |

　３　大規模小売店舗の新設をする日　　　　　　　　年　　月　　日

　４　大規模小売店舗内の店舗面積の合計 ㎡

５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1)　駐車場の位置及び収容台数（記入例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 位　　　　　　　　　置 | 収　　容　　台　　数 |
| 建物北側（建物配置図（図面番号５）の①） | １００台 |
| 建物内屋上駐車場（建物配置図（図面番号５）の②） | １００台 |
| 建物南側の○○市公営駐車場（建物配置図（図面番号  ５）の③） | ５０台  （当該駐車場の収容台数  ３００台のうち５０台  分を契約） |
| 建物東側の民間駐車場（建物配置図（図面番号５）の  ④） | ５０台  （当該駐車場の収容台数  ２００台のうち５０台  分を契約） |
| 合　　　　　計 | ３００台 |

(2)　駐輪場の位置及び収容台数（記入例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 位　　　　　　　　　置 | 収　　容　　台　　数 |
| 建物南正面東側（建物配置図（図面番号５）の⑨） | ５０台 |
| 建物南正面西側（建物配置図（図面番号５）の⑩） | ８０台 |
| 合　　　　　　　　　計 | １３０台 |

(3)　荷さばき施設の位置及び面積（記入例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 位　　　　　　　　　置 | 面　　　　　　積 |  |
|  |  |
|  | 建物北側（１階平面図（図面番号７）の①） | １００㎡ |  |
|
|  |  |  |  |
| 建物西側（１階平面図（図面番号７）の②） | １００㎡ |
| 合　　　　　　　　　計 | ２００㎡ |

(4)　廃棄物等の保管施設の位置及び容量（記入例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 位　　　　　　　　　置 | 容　　　　　　量 |
| 建物北側東寄り（１階平面図（図面番号７）の③） | ２０㎥ |
|  |  |
| 合　　　　　　　　　計 | ２０㎥ |

　６　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 小 売 業 者 名 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|  |  |  |
|  |  |  |

(2)　来客が駐車場を利用することができる時間帯（記入例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 駐　車　場　の　位　置 | 駐　車　可　能　時　間　帯 |  |
| 建物北側（建物配置図（図面番号５）の①） | 午前○○時○○分  　　　から午後○○時○○分まで |
| 建物内屋上駐車場（建物配置図（図面番号  ５）の②） | 午前○○時○○分  　　　から午後○○時○○分まで |
| 建物南側の○○市公営駐車場（建物配置図 | 午前○○時○○分 |
|
|  | （図面番号５）の③） | から午後○○時○○分まで |  |
|
|  |  |  |  |
| 建物東側の民間駐車場（建物配置図（図面  番号５）の④） | 午前○○時○○分  　　　から午後○○時○○分まで |

(3)　駐車場の自動車の出入口の数及び位置（記入例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 駐車場の位置 | 自　動　車　の　出　入　口 | |
| 数 | 位　　　　置 |
| 建物北側（建物配置図（図面番  号５）の①） | ４か所 | 建物配置図（図面番号５）  のＡからＤまで |
| 建物内屋上駐車場（建物配置図  （図面番号５）の②） | １か所 | 建物配置図（図面番号５）  のＥ |
| 建物南側の○○市公営駐車場（建  物配置図（図面番号５）の③） | ２か所 | 建物配置図（図面番号５）  のＦからＧまで |
| 建物東側の民間駐車場（建物配  置図（図面番号５）の④） | １か所 | 建物配置図（図面番号５）  のＨ |
| 合　　　　　計 | ８か所 | |

　　注　「自動車の出入口の位置」の地点記号は、Ａ以下の大文字アルファベットを付す　　　ること。

(4)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯（記入例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 荷　さ　ば　き　施　設　の　位　置 | 荷さばき可能時間帯 |
| 建物北側（１階平面図（図面番号７）の①） | 午前○○時○○分  　　から午後○○時○○分まで |
| 建物西側（１階平面図（図面番号７）の②） | 午前○○時○○分  　　から午後○○時○○分まで |

　７　添付書類

(1)　法人にあってはその登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し

(2)　主として販売する物品の種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 小 売 業 者 名 | 主　と　し　て　販 売 す る 物 品 |
|  |  |
|  |  |

(3)　建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置　　　を示す図面

　　　　　建物配置図及び各階平面図に建物の位置及び小売店舗部分の配置を明示してく

　　　　ださい。

(4)　必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及　　　びその算出根拠

　　　①　必要な駐車台数

　　　　　　Ａ×Ｓ×０．１４４(ピーク率)×Ｃ÷Ｄ×Ｅ＝　　　　台（α）

　　　②　算出根拠 （端数処理：四捨五入）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 大規模小売店舗の所在する市町村の行政人口（住民基本台帳人口） | | | 人 |  |
| 計　算　式　の　項　目 | | 算　出　等　の　根　拠 | |
| 地　　　　区 | 商業地区・その他  地区 | 用途地域  （　　　　　　　　　　） | |
| Ｓ：店舗面積 | 千㎡ | 店舗面積（　　　　　　　㎡） | |
| Ａ：店舗面積当たり日来  　　客数原単位 | 人／千㎡ |  | |
| Ｃ：自動車分担率 | ％ | 駅からの距離Ｌ（　　　 ｍ） | |
| Ｄ：平均乗車人員 | 人／台 |  | |
|
|  |  |  |  | |  |
|  |  |  | |
|  | Ｅ：平均駐車時間係数 | （無単位） |  | |  |

　　　注　Ａ：店舗面積当たり日来客数原単位の算出方法（人口４０万人未満）

　 　　 Ｓ＜５の場合　 Ａ＝１，１００－３０Ｓ ※Ｓは店舗面積(千㎡)

　　　　　　　　Ｓ≧５の場合 Ａ＝９５０

　　　　　Ｃ：自動車分担率の算出方法

　　　　　　　［人口１０万人以上４０万人未満の場合］

　　　　　　　　商業地区（商業地域・近隣商業地域・特別用途地区）

　 　Ｌ＜３００の場合　Ｃ＝３７．５＋０．０７５Ｌ

　　　　　　　　　　※Ｌは駅からの距離(ｍ)

　　　　　　　　　Ｌ≧３００の場合　Ｃ＝６０

　　　　　　　　その他地区　Ｃ＝７０

　　　　　　　［人口１０万人未満の場合］

　　　　　　　　商業地区（商業地域・近隣商業地域・特別用途地区）

　 　Ｌ＜３００の場合　Ｃ＝４０＋０．１Ｌ

　　　　　　　　　Ｌ≧３００の場合　Ｃ＝７０

　　　　　　　　その他地区　Ｃ＝８０

　　　　　Ｄ：平均乗車人員の算出方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 店 舗 面 積 | 乗 車 人 員 |  |
| 10,000㎡未満 | ２．０ |
| 10,000㎡以上20,000㎡未満 | １．５＋０．０５Ｓ |
| 20,000㎡以上 | ２．５ |

　　　　　Ｅ：平均駐車時間係数の算出方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 店 舗 面 積 | 駐 車 時 間 係 数 |  |
| 10,000㎡未満 | （３０＋５．５Ｓ）／６０ |
| 10,000㎡以上20,000㎡未満 | （６５＋２Ｓ）／６０ |
| 20,000㎡以上 | １．７５ |

　　　③　併設施設の必要駐車台数

　　　　　来客用の駐車場が小売店舗以外の施設（併設施設）の利用者のための駐車場と

　　　　共用される場合には、併設施設の種類・規模等に応じ、次のア又はイの考え方を 参考に併設施設の必要駐車台数（β）を算出してください。

　　　　ア　小売店舗と併設施設の両方の施設を利用する者について、併設施設を単独利

　　　　　用したものとみなし、利用者数や施設稼働率等から推察される併設施設の必要

　　　　　駐車台数を小売店舗の外数として算出

　　　　イ　次の併設施設の種類に応じた考え方や数値を目安として、併設施設を含めた

　　　　　必要駐車台数を算出

　　　　（ア）オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗の来客とは独立して

　　　　　　考えられるような場合

　　　　　　　併設施設の規模等に応じて併設施設の必要駐車台数を算出

　　　　（イ）飲食店、銀行ＡＴＭ、クリーニング店、映画館、ボーリング場、ゲームセ　　　　　　ンター、温浴施設等併設施設が小売店舗の集客に影響を与えるような場合

　　　　　　ａ　併設施設の面積の合計が小売店舗の面積の２割を超えない場合

　　　　　　　　小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された必要駐車台数（α）

　　　　　　　の内数として算出

　　　　　　ｂ　併設施設の面積の合計が小売店舗の面積の２割を超える場合

　　　　　　　　小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された必要駐車台数（α）

　　　　　　　に、併設施設の割合に応じた比率倍を乗じて算出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 併設施設の割合 | 比率倍（Ｘ：併設施設の割合％） |  |
| ２０～５０％ | ０．０１０Ｘ＋０．８０ |
| ５０～８０％ | ０．００８Ｘ＋０．９０ |
| ８０％～ | ０．００２Ｘ＋１．３８ |

　　　　　　ｃ　小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合（小売

　　　　　　　店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場

　　　　　　　合）

　　　　　　　　主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に算出

　　　④　併設施設を含めた施設全体の必要駐車台数

　　　　　　（α）＋（β）＝　　　　　　　　台

　　　⑤　特別の事情による駐車台数の算出

　　　　　特別の事情により、法第４条の指針に掲げられた表に示す値又は算出式による　　　　ことが適当でないと届出者において判断する場合は、次の特別事情の説明書を提　　　　出してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ◎必要駐車台数の算出に係る特別事情の説明書  ・特別の事情による必要台数及びその算出根拠 台  ・既存類似店のデータ等の根拠  ・その他参考とした事項 |

　　　⑥　従業員用・業務用駐車場

　　　　　従業員用・業務用駐車場の取扱いについて、記載してください。

　　　　（記載例）

　　　　　　従業員用駐車場については来客用駐車場と共用せず、店舗敷地外に別途設置

　　　　　する。(３０台分を確保)

(5)　駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐　　　車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

　　　①　駐車場の自動車の出入口の形式

　　　　【自走式で発券ブースのない駐車場は記載不要】

　　　（ア）駐車場の入庫処理能力

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 出入口の場所 | １時間当たり  入庫処理能力 | ピーク１時間に予想される  来客の自動車台数 |
| 建物配置図（図面番号  ７のア） | 台 | 台 |
| 建物配置図（図面番号  ７のイ） | 台 | 台 |

　　　　注　１時間当たり入庫処理能力　＝ 　　　　 （端数処理：四捨五入）

　　　 60分 　×　発券ブース等の台数

　　(メーカーから提供される１台当たりの処理時間（分））＋乗客の乗降時間（分）) (１つの入口で発券ブース等の複数台設置されている場合)

　　　（イ）敷地内駐車待ちスペース

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 出入口の場所 | 駐車待ちス  ペース有無 | 実際に用意する  駐車スペース  　（ａ） | 発券ブース  の有無 | 必要な駐車待ちスペース | | 駐車待ちスペースが「無」  又は(a)<(b)の場合  その理由・対策 |
| 長さ  　（ｂ） | 算 出 根 拠 等 |
| 建物配置図（図  面番号 ７のウ） | 有・無 | ｍ | 有・無 | ｍ |  |  |
| 建物配置図（図  面番号 ７のエ） | 有・無 | ｍ | 有・無 | ｍ |  |  |

注　必要駐車待ちスペース　＝　　　　　　　　　　　　 （端数処理：四捨五入）

(当該入口１分当たりの来台数×１．６－当該入口１分当たりの入庫処理可能台数)×６(平均車頭間隔)

　　　②　来客の自動車の方向別台数の予測結果等

　　　　　　周辺の交通状況に関するデータ等（数値や資料及び予測式等を用いた計算内

　　　　　容）は別添資料としてください。

　　　　　（記載例）

　　　　　　・現況における交通量の調査結果

　　　　　　・方向別自動車台数及び経路の設定

　　　　　　・開店後における交通量の予測結果

　　　　　　・交差点飽和度の検証

　　　　　　・右折入出庫の検証

(6)　来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

　　　①　来店・退店経路図

　　　　　　大規模小売店舗の周辺の見取り図上に次の項目を記載してください。

　　　　ア　周辺の道路の状況

　　　　　　・道路幅員、車線数

　　　　　　・交通規制（一方通行、大型車進入禁止等）

　　　　　　・歩道の有無と位置

　　　　　　・横断歩道、歩道橋の位置

　　　　　　・通学路の有無と位置

　　　　　　・バス路線の有無と位置

　　　　イ　自動車の案内経路

　　　　　　・来客自動車の案内経路

　　　　　　・併設施設の利用者の案内経路

　　　　　　・搬出入車両の運行経路

　　　　　　・案内経路の誘導看板の位置

　　　　ウ　交通整理員の配置

　　　　　　・配置場所

　　　　　　・人数

　　　　　　・時間帯

　　　　　　・繁忙期の対応について

　　　　エ　交通安全施設

　　　　　　・来客用駐車場の出入口を示す立看板

　　　　　　・出入口周辺の街路灯、アドバイスミラー、自発光式交差点鋲等

　　　　　　・駐車場内の車両誘導の道路標示

　　　　　　・歩行者誘導線

　　　②　その他交通への支障を回避するための方策

(7)　荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行　　　う時間帯

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 位 　置 | 面　積 | 時　　間　　帯 | 自　動　車　の　台　数 |
|  | ㎡ | 時から　 時まで | 台 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　　　※荷さばき施設に関して以下の状況がわかる図面を添付してください。

　　　　①　搬出入車両の出入口付近の建物(住宅、学校、病院等)、道路の状況が分かる　　　　　図面

　　　　②　荷さばき施設の状況（作業所、待機スペース等）が分かる図面

(8)　遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

　　　　　遮音壁を設置する位置及び高さを示す図面を添付してください。

(9)　冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼　　　働時間帯及び位置を示す図面

　　　①　冷却塔等を設置する位置を示す配置図を添付してください。

　　　②　稼働時間帯

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設　　備　　名 | 図面上の位置 | 稼　働　時　間　帯 |  |
|  |  | 時から 　　 時まで |
|
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |

(10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

　　　　　騒音に係る環境基準（平成１０年９月３０日環境庁告示第６４号）に基づく大

　　　　規模小売店舗の周辺の地域の類型及び基準値

　　　　　　・類　型

　　　　　　・基準値

　　　［参考１］　騒音に係る環境基準について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 地域の類型 | 基 準 値 | |  |
| 昼　　間 | 夜 間 |
| ＡＡ | ５０デシベル以下 | ４０デシベル以下 |
| Ａ及びＢ | ５５デシベル以下 | ４５デシベル以下 |
| Ｃ | ６０デシベル以下 | ５０デシベル以下 |

　　　　注　・時間の区分は、昼間を午前６時から午後１０時までの間とし、夜間を午後　　　　　　　 １０時から翌日の午前６時までの間とする。

　　　　　　・ＡＡを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置され　　　　　　　　る地域等特に静穏を要する地域とする。

　　　　　　・Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

　　　　　　・Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

　　　　　　・Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供され　　　　　　　る地域とする。

　　　［参考２］　山梨県における騒音に係る環境基準について

　　　　○騒音に係る環境基準の類型の当てはめ（平成１８年山梨県告示第８５号）

　　　　　　環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第２項及び環境基準に係る地　　　　　域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成５年政令第３７１号）第２項　　　　　の規定に基づき、同法第１６条第１項に規定する基準で騒音に係るものの地域　　　　　の類型当てはめを次のとおり指定する。

　　　　　甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、

　　　　　甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、身延　　　　　　町及び昭和町のうち、次の表に掲げる地域。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 地域の類型 | 当　て　は　め　る　地　域 |  |
| Ａ | 都市計画法第８条第１項第１号に掲げる  第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、  第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域 |
| Ｂ | 都市計画法第８条第１項第１号に掲げる  第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域 |
|
|  |  | （同項第２号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区  及び特別業務地区を除く。） |  |
| Ｃ | 都市計画法第８条第１項第１号に掲げる  近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに  同項第２号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び  特別業務地区 |

　①　昼間の等価騒音レベルの予測

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 〈昼間〉  　騒音発生源 | | 基準距離における騒音レ  ベル等 | | 騒音継続時間  （　時～時）  又は  騒音発生回数 | 予測地点までの  距離　　（ｍ） | | | | 各予測地点における騒音  レベル　　　　　(ｄＢ) | | | | |
| 騒音レベル  (dB) | 根拠 | Ａ  地点 | Ｂ  地点 | Ｃ  地点 | Ｄ  地点 | Ａ | | Ｂ | Ｃ | Ｄ |
| 定  常  騒  音 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |
| 変  動  騒  音 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |
| 衝  撃  騒  音 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |
| 昼間（午前６時～午後１０時)  の等価騒音レベル | | | | Ａ地点 ｄＢ | | | | | | Ｂ地点 ｄＢ | | | |
| Ｃ地点 ｄＢ | | | | | | Ｄ地点 ｄＢ | | | |

　②　夜間の等価騒音レベルの予測

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 〈夜間〉  　騒音発生源 | | | 基準距離における騒音レ  ベル等 | | | | 騒音継続時間  （　時～時）  又は  騒音発生回数 | | 予測地点までの  距離　　（ｍ） | | | | | | | | 各予測地点における騒音  レベル　　　　　(ｄＢ) | | | | | | | | |  |
| 騒音レベル | | 根拠 | | Ａ | | Ｂ | | Ｃ | | Ｄ | |  | | |  | |  | |  | |
|
|  |  | | (dB) | |  | |  | | 地点 | | 地点 | | 地点 | | 地点 | | Ａ | | | Ｂ | | Ｃ | | Ｄ | |  | | |
| 定  常  騒  音 |  |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | | |  | |  | |  | |
|  |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | | |  | |  | |  | |
|  |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | | |  | |  | |  | |
| 変  動  騒  音 |  |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | | |  | |  | |  | |
|  |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | | |  | |  | |  | |
|  |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | | |  | |  | |  | |
|  |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | | |  | |  | |  | |
|  |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | | |  | |  | |  | |
| 衝  撃  騒  音 |  |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | | |  | |  | |  | |
|  |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | | |  | |  | |  | |
| 夜間（午後１０時～午前６時)  の等価騒音レベル | | | | | | Ａ地点 ｄＢ | | | | | | | | | | | | Ｂ地点 ｄＢ | | | | | | |
| Ｃ地点 ｄＢ | | | | | | | | | | | | Ｄ地点 ｄＢ | | | | | | |

　　　　注　昼間及び夜間の等価騒音レベル予測のための注意事項

　　　　　・騒音発生源となる各施設の配置、台数（個数）及び寸法等は別添「騒音発生

　　　　　　源・騒音予測地点位置図」上に表示してください。

　　　　　・騒音予測地点をＡ地点、Ｂ地点、Ｃ地点、Ｄ地点として別添「騒音発生源・

　　　　　　騒音予測地点位置図」上に表示してください。

　　　　　・騒音予測のための必要な数値（例：自動車走行の時間帯ごとの台数等）や資

　　　　　　料及び予測式等を用いた計算内容等は別添資料としてください。

　　　　　・騒音発生源が屋内に設置されている場合には、当該建物の壁面等の材質構造

　　　　　　及び当該騒音発生源の位置のわかる図面を添付してください。また、それぞ

　　　　　　れの騒音発生源の機器については、台数（個数）を入れてください。

　　　　　・基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示してください。

　　　　　　※各機器については、メーカー名、型式、騒音値、定格出力等を記したカタ

　　　　　　ログ等の資料を添付してください。

　　　　　　※夜間において併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合に

　　　　　　は、当該騒音も予測・評価の対象としてください。

(11) 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれ　　　る場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及び　　　その算出根拠

　　　【夜間営業その他の理由により、夜間騒音が発生する見込みのある場合のみ記載】

　　　　　騒音規制法における夜間の規制基準値に基づく大規模小売店舗の周辺の区域及

　　　　び基準値

　　　　　　・区　域

　　　　　　・基準値

　　　［参考］　山梨県における騒音規制法の夜間の規制基準値について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 第１種区域 | ４０デシベル |  |
| 第２種区域 | ４５デシベル |
| 第３種区域 | ５０デシベル |
| 第４種区域 | ６０デシベル |

　　　　注　・夜間とは、午後１０時から午前６時までをいう。

　　　　　　・第１種区域　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要と　　　　　　　　　　　　　する区域

　　　　　　・第２種区域　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

　　　　　　・第３種区域　住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域で　　　　　　　　　　　　　あって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音　　　　　　　　　　　　　の発生を防止する必要がある区域

　　　　　　・第４種区域　主として工業等の用に供されている区域であって、その区域　　　　　　　　　　　　 内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生　　　　　　　　　　　　　を防止する必要がある区域

　　　　　　・ただし、表に掲げる第２種、第３種又は第４種区域の区域内に所在する学　　　　　　　校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50　　　　　　　メートルの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該値から５デ　　　　　　　シベルを減じた値とする。

　〈夜間(午後１０時～午前６時)において発生することが見込まれる騒音〉

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 騒音発生源 | | 基準距離における騒音レ  ベルの最大値 | | 騒音発生時間  （　時～時）  及び  騒音発生回数  　　　（間隔） | 予測地点までの  距離　　（ｍ） | | | | 各予測地点における騒音  レベル　　　　　(ｄＢ) | | | |
| 騒音レベル  (dB) | 根拠 | Ａ  地点 | Ｂ  地点 | Ｃ  地点 | Ｄ  地点 | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ |
| 定  常  騒  音 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 変  動  騒 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 音 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 衝  撃  騒  音 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　注　夜間における騒音レベルの最大値の予測のための注意事項

　　　　　・騒音発生源となる各施設の配置、台数（個数）及び寸法等は別添「騒音発生

　　　　　　源・騒音予測地点位置図」上に表示してください。

　　　　　・騒音予測地点をａ地点、ｂ地点、ｃ地点、ｄ地点として別添「騒音発生源・

　　　　　　騒音予測地点位置図」上に表示してください。

　　　　　・騒音予測のための必要な数値（例：自動車走行の時間帯ごとの台数等）や資

　　　　　　料及び予測式等を用いた計算内容等は別添資料としてください。

　　　　　・その他参考とした事項があれば記載してください。

　　　　　　※夜間において併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合に

　　　　　　は、当該騒音も予測・評価の対象としてください。

(12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の　　　結果及びその算出根拠

　　　①　廃棄物等の排出量等の予測

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 廃棄物等の  種類 | 店舗面積：Ｓ千㎡  　　 （　　　　　㎡） | | 一日当たり  排出予測量 Ａ  （原単位×Ｓ） | 平均保管日数  Ｂ | 見かけ比重  Ｃ  （ｔ／立方㍍） | 廃棄物等の  保管容量  　Ａ×Ｂ÷Ｃ |
| 紙製廃棄物  等 | 6,000㎡以下の部分 | 千㎡ | ｔ | 日 |  | ㎥ |
| 6,000㎡超の部分 | 千㎡ | ｔ |
|  |  | 計 ｔ |
| 金属製廃棄  物等 | 6,000㎡以下の部分 | 千㎡ | ｔ | 日 |  | ㎥ |
| 6,000㎡超の部分 | 千㎡ | ｔ |
|  |  | 計 ｔ |
| ガラス製廃  棄物等 | 6,000㎡以下の部分 | 千㎡ | ｔ | 日 |  | ㎥ |
| 6,000㎡超の部分 | 千㎡ | ｔ |
|  |  | 計 ｔ |
| プラスチッ  ク製廃棄物  等 | 6,000㎡以下の部分 | 千㎡ | ｔ | 日 |  | ㎥ |
| 6,000㎡超の部分 | 千㎡ | ｔ |
|  |  | 計 ｔ |
| 生ごみ等 | 6,000㎡以下の部分 | 千㎡ | ｔ | 日 |  | ㎥ |
| 6,000㎡超の部分 | 千㎡ | ｔ |
|  |  | 計 ｔ |
| その他の可  燃性廃棄物  等 | 6,000㎡以下の部分 | 千㎡ | ｔ | 日 |  | ㎥ |
| 6,000㎡超の部分 | 千㎡ | ｔ |
|  |  | 計 ｔ |
|  | | | | 合　計 | | ㎥ |

　　　［店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位］

（単位：ｔ／千㎡）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 店舗面積 | |  |
| 6,000㎡以下の部分 | 6,000㎡超の部分 |
| 紙製廃棄物等 | ０．２０８ | ０．０１１ |
| 金属製廃棄物等 | ０．００７ | ０．００３ |
| ガラス製廃棄物等 | ０．００６ | ０．００２ |
| プラスチック製廃棄物等 | ０．０２０ | ０．００３ |
| 生ごみ等 | ０．１６９ | ０．０２０ |
| その他の可燃性廃棄物等 | ０．０５４ | |

　　　［参考値］　廃棄物等の比重　　　　　　　　（単位：ｔ／立方㍍）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 比　重 |  |
| 紙製廃棄物等 | ０．１０ |
| 金属製廃棄物等 | ０．１０～０．１５ |
| ガラス製廃棄物等 | ０．１０～０．３０ |
| プラスチック製廃棄物等 | ０．０１～０．０４ |
| 生ごみ等 | ０．５５ |
| その他の可燃性廃棄物等 | ０．３８ |

　　　②　特別の事情による保管容量の算出

　　　　　特別の事情により、法第４条の指針に掲げられた表に示す値又は算出式による

　　　　ことが適当でないと届出者において判断する場合は、次の特別事情の説明書を提

　　　　出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ◎廃棄物等の保管容量の算出に係る特別事情の説明書  ・特別の事情による保管容量及びその算出根拠 　　　㎥  ・既存類似店のデータ等の根拠  ・その他参考とした事項 |  |
|
|  |  |  |

　　　③　上記の分類以外の廃棄物等の排出量等の予測

　　【家電量販店等における廃品の引取り等が見込まれる場合に記載】

　　　④　廃棄物等の保管容量の合計

　　　⑤　併設施設からの廃棄物等の排出状況

　　【飲食店等における生ごみ等の発生が見込まれる場合に記載】

(13) その他の添付書類

　　　①　周辺図

　　　　　　大規模小売店舗を中心とする周辺の状況（道路、施設等）がわかる地図（当　　　　　　該大規模小売店舗から直線距離で少なくとも５㎞程度の状況がわかる地図

　　　　　※地図に半径１kmの円を記入してください。

　　　②　住宅地図

敷地（飛び地の駐車場、駐車台数の積算に算入した公共駐車場等を含む。）及び店舗を明示した地図

　　　　　※敷地面積の合計及び延べ床面積の合計を記入してください。

　　　　　※店舗及びその周辺の用途地域を記入してください。

　　　③　建物配置図

　　　　　　道路への出入口の位置、駐車場・廃棄物保管施設等の位置を明示した地図

　　　④　各階平面図

　　　　　※店舗、事業用、施設、共用の各部分を分けて明示してください。

　　　⑤　求積図及び求積表

　　　　　※店舗、事業用、施設、共用の各部分を分けて明示してください。

　　　⑥　立面図

　　　　　※店舗の高さや広告用塔屋部分の位置を明示してください。

　　　⑦　来店・退店経路図

　　　⑧　騒音発生源・騒音予測地点位置図

　　　⑨　「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」への対応状況

大規模小売店舗立地法第４条に規定する「大規模小売店舗を設置する者が配慮　　　　すべき事項に関する指針」（平成１９年２月１日経済産業省告示第１６号）への　　　　　対応について、実施を予定している事項について以下のとおり記載してください。

　　　　ア　廃棄物関係

　　　　（ア）廃棄物等に関連する一般的対策

　　　　　　　　廃棄物等の保管施設の位置・構造等、店舗内の関係者及び関連事業者へ

　　　　　　　の適切な運搬や処理の徹底等

　　　　（イ）廃棄物の減量化及びリサイクル推進に資する活動等

　　　　　　ａ　廃棄物の減量化

　　　　　　　　　通い箱・リターナブルコンテナ等の使用、ハンガー納品の実施等

　　　　　　ｂ　リサイクル推進

　　　　　　　　　空き缶・空き瓶・ペットボトル等の店頭回収、飲料容器、食料品のト

　　　　　　　　レイ等のリサイクルボックスの設置、廃品の引取り、再生品の販売等

　　　　（ウ）廃棄物の保管・運搬・処理

　　　　　　ａ　廃棄物の散乱、悪臭の発散等の防止策

　　　　　　　　　密閉性の確保、適正な温度管理、防臭・除臭、運搬頻度の確保等

　　　　　　ｂ　収集運搬業者、処理業者、処理方法

　　　　　　　　　大規模小売店舗の所在する地方公共団体における廃棄物等の分別の状

　　　　　　　　況に応じ、その種類ごとに記載してください。

　　　（記載例）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 廃棄物等  　の 種 類 | 収集運搬  　業　　者 | 処理業者 | 処理方法 | 備　考 |  |
| 生ごみ | ○△□ | ○△□ | ○△□○△□○△□ |  |
| 廃油 | ㈱○○○ | △△△㈱ | 工業用洗剤として再生 |  |
| ペットボトル | ㈱○○○ | △△△㈱ | 衣料の原料として再生 |  |
| 牛乳パック | ㈱□□□ | ㈱◇◇◇ | トイレットペーパーの  原料として再生 |  |
| トレイ | ㈱○○○ | △△△㈱ | 加工品の原料として再  生 |  |
|  |  |  |  |  |
|  | 空き缶 | ㈱□□□ | ㈱◇◇◇ | 加工品の原料として再 |  |  |
|
|  |  |  |  | 生 |  |  |
| 空き瓶 | ㈱□□□ | ㈱◇◇◇ | 加工品の原料として再  生 |  |

　　　　　　※届出時において未定の場合は、新設をする日までに確定のうえ、再提出

　　　　　　してください。

　　　　　　ｃ　敷地内で廃棄物等を処理する場合には、その具体的方法及び関連設備

　　　　（エ）食品加工場からの調理臭や悪臭の発散を防止するための措置

　　　　　　　　換気扇・排気口等の配置における配慮、悪臭原因物を取り除く機器の設

　　　　　　　置、食品加工場及び関連設備の定期的な清掃の実施等

　　　　（オ）併設施設の事業活動に伴い、悪臭を発生する可能性がある場合の対応策

　　　　イ　騒音関係

　　　　（ア）騒音問題への一般的対策

　　　　　　　　施設及び機器の配置や構造面での配慮、遮音壁の設置、緑地帯の確保等

　　　　（イ）営業活動に伴う騒音への対策

　　　　　　ａ　荷さばき作業

　　　　　　（ａ）施設の配置・構造面

　　　　　　　　　　荷さばき施設の屋内化、床面の段差解消・吸音処理等

　　　　　　（ｂ）運営面

　　　　　　　　　　作業時間の特定・短縮、業務用車両のアイドリングの禁止、作業員

　　　　　　　　　への騒音防止意識の徹底等

　　　　　　ｂ　営業宣伝活動（ＢＧＭの使用、営業宣伝、アナウンス）

　　　　　　　　　実施時間帯の特定、音量の低減、拡声器の配置場所における配慮等

　　　　（ウ）付帯設備及び付帯施設における騒音対策

　　　　　　ａ　冷却塔、室外機等

　　　　　　　　　低騒音機器の導入、機器周辺の遮音・吸音処理等

　　　　　　ｂ　給排気口等

　　　　　　　　　吹き出し口、吸い込み口の形状の検討、ダクト等の吸音、風速、風量

　　　　　　　　の調整、低騒音型の送風機の導入等

　　　　　　ｃ　駐車場

　　　　　　（ａ）施設の配置・構造面

　　　　　　　　　　駐車場の屋内化、天井・壁の吸音処理、床面の段差解消、低騒音舗

　　　　　　　　　装等

　　　　　　（ｂ）運営面

　　　　　　　　　　駐車場利用時間帯の制限、誘導員・監視員の配置、来店者に対する

　　　　　　　　　アイドリング防止の呼びかけ、利用時間外の駐車場の閉鎖等

　　　　　　ｄ　廃棄物収集作業等

　　　　　　　　　廃棄物処理業者への騒音抑制意識の働きかけ、作業時間帯の制限等

　　　　（エ）夜間において併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合の

　　　　 対応策

　　　　ウ　防災・防犯対策への協力

　　　　（ア）災害時における防災対策への協力

　　　　　　　　避難場所としての敷地の使用や物資の提供等に関する地方自治体との協定締結や協力要請への応答等

（イ）深夜における周辺地域での防犯や青少年の非行防止に向けた対策

　　　　　　　　駐車場の出入口の施錠、警備員の巡回、照明の設置等

　　　　（ウ）併設施設における防犯・非行防止への配慮

　　　　エ　街並みづくり等への配慮

　　　　（ア）景観法に基づく景観計画・景観地区又は地区計画・風致地区の定め、建築

　　　　　　協定・景観協定の締結、若しくは地方公共団体の街並み形成に関する条例に

　　　　　　基づく地域指定の有無及び山梨県景観条例に基づく大規模行為に該当の有無

　　　　（イ）上記の定めがある場合は、その対応状況

　　　　　　　　統一した色彩や外観整備、施設の配置や構造の工夫等

　　　　（ウ）地方公共団体等が策定する公的計画に基づいて、連続性を必要とする街並

　　　　　　みづくりが行われている場合には、その対応状況

　　　　　　　　商店街等のアーケード等の整備、街路に面する敷地の植栽等

　　　　（エ）設置者が自主的に取り組む景観への配慮事項

　　　　　　ａ　建築物

　　　　　　　　形態、意匠、色彩等の外観

　　　　　　ｂ　工作物（建築物以外）

　　　　　　ｃ　屋外広告物

　　　　　　ｄ　緑化計画

　　　　　　　　店舗敷地内の緑化計画を図面に記載

　　　　　　　　敷地面積、緑地面積及び緑地率を記入

　　　　　　　　「山梨県環境緑化条例」に定める環境緑化基準への対応状況等

　　　　（オ）屋外照明、広告塔照明を設置する場合は、「光害」を生じないための配慮

　　　　　　　　照明の配置や方向、強さ、点灯時間等

　　　　　　　［参考］山梨県環境緑化条例第８条

　　　事業所又は事務所であってその敷地の面積が２千平方メートル以上

　　　　　　　　　のものの設置者又は管理者は、その設置し、又は管理する事業所等に

　　　　　　　　　ついて、環境緑化基準を指標とし、環境緑化に努めなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 製造業、電気供給業、  ガス供給業、熱供給業  に係る事業所 | 敷地面積の２０パーセント以上の緑地  があること。 |
| その他の事業所 | 敷地面積の５パーセント以上の緑地が  あること。 |

　　　　オ　社会的責任への対応

　　　　　　　地域社会への貢献として取り組もうとしていることについて記載してくだ

　　　　　　さい。

　　　　カ　届出の内容の確実な履行のための小売業者及び小売業者以外の事業者等関係　　　　　者の協力

　届出（設置）者が、講じた措置や配慮した事項について、店舗開店後の履　　　　　　行確保のため、設置者、施設管理者、小売業者及び小売業者以外の事業者等　　　　　　　との協力関係及び管理・監督等に関して記載してください。

様式第２（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※受付年月日 | 年　月　日 |
| ※受付番号 |  |
| ※備考 |  |

変更後変更届出書

　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　（設置者）氏名又は名称

　　　　　　 法人代表者氏名

　　　　　　住所

　　　　　　担当者氏名電話

　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　変更した事項

　　　　変更前

　　　　変更後

　３　変更の年月日

　４　変更した理由

　５　変更した事項に係る添付書類の一覧

　　　　注　新設届出書（様式第１）の７を参照のこと。

様式第３（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※受付年月日 | 年　月　日 |
| ※受付番号 |  |
| ※備考 |  |

変更前変更届出書

　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　（設置者）氏名又は名称

　　　　　　 法人代表者氏名

　　　　　　住所

　　　　　　担当者氏名電話

　大規模小売店舗立地法第６条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２ 変更しようとする事項

　　　　変更前

　　　　変更後

　３　変更する年月日

　４　変更する理由

　５　変更しようとする事項に係る添付書類の一覧

　　　　注　新設届出書（様式第１）の７を参照のこと。

様式第４（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※受付年月日 | 年　月　日 |
| ※受付番号 |  |
| ※備考 |  |

既存店舗の変更届出書

　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　 （設置者）氏名又は名称

　　　　　　 法人代表者氏名

　　　　　　住所

　　　　　　担当者氏名電話

　大規模小売店舗立地法附則第５条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　変更しようとする事項

　　　　変更前

　　　　変更後

　３　変更する年月日

　４　変更する理由

　５　以下に掲げるもののうち、２の変更に係るもの以外の事項

(1)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ　　　っては代表者の氏名

　　　・　氏名又は名称

　　　・　法人代表者氏名

　　　・　住所

(2)　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(3)　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

　　　①　駐車場の位置及び収容台数

　　　　・　位置　別紙建物配置図のとおり

　　　　・　収容台数 台

　　　②　駐輪場の位置及び収容台数

　　　　・　位置　別紙建物配置図のとおり

　　　　・　収容台数 台

　　　③　荷さばき施設の位置及び面積

　　　　・　位置　別紙建物配置図のとおり

　　　　・　面積 　　平方メートル

　　　④　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

　　　　・　位置　別紙建物配置図のとおり

　　　　・　容量 　　立方メートル

(4)　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

　　　①　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

　　　　・　開店時刻

　　　　・　閉店時刻

　　　②　来客が駐車場を利用することができる時間帯

　　　　・　　　時から　　　時まで

　　　③　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

　　　　・　出入口数　　　か所

　　　　・　位置　別紙建物配置図のとおり

　　　④　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

　　　　・　　　時から　　時まで

　６　変更しようとする事項に係る添付書類の一覧

　　　　注　新設届出書（様式第１）の７を参照のこと。

様式第４の２（第４条関係）

第　　　　　号

　　 年　　月　　日

　設置者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

大規模小売店舗立地法に基づく軽微な変更について（通知）

　　　　　年　　月　　日付けの次の大規模小売店舗に係る変更届出については、大規模小売店舗立地法第６条第４項ただし書の軽微な変更と認めたので通知します。

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　・名称

　　・所在地

２　変更届出事項

　　　変更前

　　　変更後

様式第４の３（第４条関係）

第　　　　　号

　　 年　　月　　日

　市町村長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

大規模小売店舗立地法に基づく軽微な変更について（通知）

　　　　年　月　日付けの次の大規模小売店舗に係る変更届出については、大規模小売店舗立地法第６条第４項ただし書の軽微な変更と認めたので通知します。

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　・名称

　　・所在地

２　設置者の氏名又は名称及び住所

　　・氏名又は名称

　　・住所

３ 変更届出事項

　　　変更前

　　　変更後

様式第５（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※受付年月日 | 年　月　日 |
| ※受付番号 |  |
| ※備考 |  |

大規模小売店舗廃止届出書

　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　 （設置者）氏名又は名称

　　　　　　 法人代表者氏名

　　　　　　住所

　　　　　　担当者氏名電話

　大規模小売店舗を廃止するので、大規模小売店舗立地法第６条第５項の規定により、次のとおり届け出ます。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　廃止前の店舗面積の合計　　　　　　㎡

　３　廃止後の店舗面積の合計　　　　　　㎡

　４　店舗面積の合計を１，０００㎡以下に変更する日　　　　年　月　日

　５　変更する理由

様式第６（第６条関係）

第 号

　　 年　月　日

　市町村長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県産業政策部長

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（送付）

　大規模小売店舗立地法第　条第　項の規定による届出がありましたので、山梨県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第６条の規定に基づき、別添のとおり送付します。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　新設者又は設置者の氏名又は名称及び住所

　　　・氏名又は名称

　　　・住所

　３　届出年月日様式第６の２（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　設置者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

大規模小売店舗立地法第７条第１項に基づく説明会について（通知）

　　　年　月　日付けで届出のあった次の大規模小売店舗に係るこのことについて、大規模小売店舗立地法施行規則第１１条第２項の規定に基づき掲示により行うことを認めます。

ついては、次により届出の要旨の掲示を行ってください。

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　名　称

　　　所在地

　２　掲示期間

　　　　年　月　日まで（届出書の縦覧期間）

　３　掲示場所

　　　大規模小売店舗の立地する敷地内の見えやすい場所

様式第６の３（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　市町村長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

大規模小売店舗立地法第７条第１項に基づく説明会について（通知）

　　年　月　日付けで届出のあった次の大規模小売店舗に係るこのことについて、大規模小売店舗立地法施行規則第１１条第２項の規定に基づき掲示により行うことを認め、別添のとおり通知しましたので御承知おきください。

　　　　名　称

　　　　所在地

様式第６の４（第７条関係）

説明会開催不能報告書

　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（設置者）氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名電話

　大規模小売店舗立地法第７条第１項の規定に基づく説明会の開催ができなくなりましたので、山梨県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第７条第５項の規定により、次のとおり報告します。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　説明会開催の公告日及び公告方法

　３　説明会開催予定日時及び開催予定場所

　４　説明会を開催することのできない事由

　５　届出等の内容を周知させるための方法

　６　添付書類

様式第６の５（第７条関係）

第　　　　　号

　　 年　　月　　日

　設置者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

説明会開催不能の承認について（通知）

　　　　　年　　月　　日付けの説明会開催不能報告書については、大規模小売店舗立地法施行規則第１３条第１項の規定に基づき承認したので、山梨県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第７条第６項の規定により、通知します。

　なお、同要綱第７条第７項の規定により、届出内容等について周知願います。

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　・名称

　　・所在地

２　設置者の氏名又は名称及び住所

　　・氏名又は名称

　　・住所様式第６の６（第７条関係）

第　　　　　号

　　 年　　月　　日

　市町村長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

説明会開催不能の承認について（通知）

　このことについて、別添のとおり大規模小売店舗立地法第７条第１項の規定に基づき予定した説明会の開催ができなくなった旨の報告があり、　　年　月　日付けで別添のとおり承認したので、山梨県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第７条第６項の規定により、通知します。

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　・名称

　　・所在地

２　設置者の氏名又は名称及び住所

　　・氏名又は名称

　　・住所

３　添付書類

　　・説明会開催不能報告書の写し

　　・説明会開催不能の承認について（通知）の写し

様式第６の７（第７条関係）

説明会実施状況報告書

　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（設置者）氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名電話

　大規模小売店舗立地法第７条第１項の規定により、次のとおり説明会を開催したので、報告します。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　説明会開催の公告日及び公告方法

　３　説明会開催日時及び開催場所

　４　出席者

　５　説明の内容

　６　質疑応答の内容

　７　添付書類

様式第７（第８条関係）

第 号

　　 年　月　日

　市町村長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

　　　大規模小売店舗立地法に基づく届出の公告及び意見の聴取について（照会）

　このことについて、大規模小売店舗立地法第５条第３項（第６条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、次の届出について、別添のとおり公告したので、同法第８条第１項の規定により通知します。

　つきましては、同条同項の規定により、別紙１の意見聴取事項に関して、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴きますので、　　　年　月　日までに別紙２により回答してください。

　なお、回答のあった内容については、同法第８条第３項の規定により、公告及び縦覧に供します。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　公告の内容　　別添写しのとおり

別紙１（様式第７関係）

意見聴取事項

一　大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（大規模小売店舗立地法第４条第２項第１号）

二　大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項（同法第４条第２項第２号）

　１　駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業そ　　の他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1)　駐車需要の充足等交通に係る事項

　　　①　駐車場の必要台数の確保

　　　②　駐車場の位置及び構造等

　　　③　駐輪場の確保等

　　　④　自動二輪車の駐車場の確保

　　　⑤　荷さばき施設の整備等

　　　⑥　経路の設定等

(2)　歩行者の通行の利便の確保等

(3)　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

(4)　防災・防犯対策への協力

　２　騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のた　　めに配慮すべき事項

(1)　騒音の発生に係る事項

　　　①　騒音問題に対応するための対応策について

　　　②　騒音の予測・評価について

(2)　廃棄物に係る事項等

　　　①　廃棄物等の保管について

　　　②　廃棄物等の処理について

　　　③　その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

(3)　街並みづくり等への配慮等

　　　①　統一した色彩や外観整備による街並みづくり等との調和

　　　②　地方公共団体等が策定する公的計画に基づく街並みづくりへの協力

　　　③　照明による影響への配慮

　　　④　その他街並みづくり等への配慮

別紙２（様式第７関係）

第 号

　　 年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長

　　　　　　　　大規模小売店舗立地法に基づく意見について（回答）

　　　　年　月　日付け第 号で照会のありましたこのことについて、次のとおり意見を述べます。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　意見

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 別紙１の事項  　　　　（項目） |  |
| 意見の内容 |  |
| 理由 |  |

　　　　（注）別紙１の事項（項目）ごとに作成してください。

様式第８（第８条関係）

意　見　書

　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　 　　　　　　 氏名又は名称

　　　　　　 法人代表者氏名

　　　　　　住所

　　　　　　担当者氏名電話

　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、　　　年　月　日に公告された大規模小売店舗の届出について、別紙１のとおり意見を述べます。

　記入上の注意

　　　①　あなたが提出した御意見（ただし、別紙１の部分のみ）は、大規模小売店舗立　　　　地法第８条第３項の規定により、その概要を公告（注　県のホームページなどで　　　　の公開）し、１か月間縦覧（注　県民情報センターなどで一般の人が自由に見ら　　　　れる状態に置くこと。）に供されます。

　　　②　御意見の趣旨が確認できないので、匿名での意見は受け付けません。

　　　③　あなたは、大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、大規模小売店舗　　　　の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、御意見を述べることができますので、　　　　別紙２に掲げた事項（項目）に従い、お書きください。単に「交通が渋滞する。」、　　　　「騒音が発生する。」等ではなく、できるだけ具体的にお書きください。

　　　④　御意見が、公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合など違法である　　　　と認められる場合は、公告及び縦覧に供しません。

　　　⑤　御意見は、次の提出先に、郵送、電子メール又は持参してください。

　　　　　　　提出先　　　４００－８５０１

　　　　　　　　　　　　甲府市丸の内一丁目６番１号

　　　　　　　　　　　　　山梨県産業政策部産業政策課

　　　　　　　　　　　　　　℡　０５５－２２３－１５３６

　　　　　　　　　　　　　　電子メール　sangyo-sei@pref.yamanashi.lg.jp

別紙１（様式第８関係）

意　見 書

|  |  |
| --- | --- |
| 大規模小売店舗の  名称及び所在地 |  |
| 別紙２の事項  　　　　　（項目） |  |
| 生活環境の保持の  見地からの意見 |  |
| 理　　　　由 |  |

別紙２（様式第８関係）

意見を述べることができる事項（項目）

　１　駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業そ　　の他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1)　駐車需要の充足等交通に係る事項

　　　①　駐車場の必要台数の確保

　　　②　駐車場の位置及び構造等

　　　③　駐輪場の確保等

　　　④　自動二輪車の駐車場の確保

　　　⑤　荷さばき施設の整備等

　　　⑥　経路の設定等

(2)　歩行者の通行の利便の確保等

(3)　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

(4)　防災・防犯対策への協力

　２　騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のた めに配慮すべき事項

(1)　騒音の発生に係る事項

　　　①　騒音問題に対応するための対応策について

　　　②　騒音の予測・評価について

(2)　廃棄物に係る事項等

　　　①　廃棄物等の保管について

　　　②　廃棄物等の処理について

　　　③　その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

(3)　街並みづくり等への配慮等

　　　①　統一した色彩や外観整備による街並みづくり等との調和

　　　②　地方公共団体等が策定する公的計画に基づく街並みづくりへの協力

　　　③　照明による影響への配慮

　　　④　その他街並みづくり等への配慮

様式第９（第９条関係）

第 号

　　 年　月　日

　設置者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する県の意見について（通知）

　　　　年　月　日付け受付番号第　　号の届出について、大規模小売店舗立地法（平成

１０年法律第９１号）第８条第４項の規定により、次のとおり意見を述べますので、県の意見を踏まえ、直ちに対応を検討してください。

　なお、貴殿が知事に対し、同法第８条第７項の規定により変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行った日から２か月を経過しなければ、大規模小売店舗の新設又はその変更はできません（違反すると、罰則が科されます。）。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　公告年月日

　３　意見の内容

　４　理由

様式第１０（第９条関係）

第 号

　　 年　月　日

　設置者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する県の意見について（通知）

　　　　年　月　日付け受付番号第　　号の届出について、大規模小売店舗立地法（平成

１０年法律第９１号）第８条第４項の規定により、意見を有しない旨通知します。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　公告年月日

様式第１１（第１０条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※受付年月日 | 年　月　日 |
| ※受付番号 |  |
| ※備考 |  |

意見を踏まえた届出事項変更届出書

　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　 （設置者）氏名又は名称

　　　　　　 法人代表者氏名

　　　　　　住所

　　　　　　担当者氏名電話

　大規模小売店舗立地法第８条第７項の規定により、　　　年　月　日付け第　号の県の意見を踏まえ、次のとおり届け出ます。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　変更しようとする事項

　　　（変更前）

　　　（変更後）

　３　変更する年月日

　４　変更する理由

　５　変更しようとする事項に係る添付書類

　　　　新設届出書（様式第１号）の７を参照のこと。

様式第１２（第１０条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※受付年月日 | 年　月　日 |
| ※受付番号 |  |
| ※備考 |  |

届出事項不変更通知書

　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　 （設置者）氏名又は名称

　　　　　　 法人代表者氏名

　　　　　　住所

　　　　　　担当者氏名電話

　　　　年　月　日付け受付番号第　　号の届出について、　　　年　月　日付け第　　号の県の意見への対応を検討したところ、変更の必要がないと考えますので、大規模小売店舗立地法第８条第７項の規定により、次のとおり変更しない旨通知します。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　意見を述べられた事項及び変更をしない理由

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事　　　　　　　項 | 理　　　　　　　　由 |
|  |  |
|  |  |

様式第１３（第１１条関係）

第 号

　　 年　月　日

　市町村長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

大規模小売店舗立地法に基づく意見聴取について（照会）

　このことについて、次のとおり大規模小売店舗立地法第８条第７項の規定による届出事項変更届出（届出事項不変更通知）がありましたが、同法第９条第１項の規定により、次の事項に関して意見を聴きます。

　つきましては、　　　年　月　日までに別紙により回答してください。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　届出又は通知年月日

　３　届出又は通知の内容　　別添写しのとおり

　４　意見聴取事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事　　　　　　　項 | 内　　　　　　　　容 |
|  |  |
|  |  |

別紙（様式第１３関係）

第 号

　　 年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長

　　　　　　　　大規模小売店舗立地法に基づく意見について（回答）

　　　　年　月　日付け第 号で照会のありましたこのことについて、次のとおり意見を述べます。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　意見の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事　　　項 | 意　　　見 | 理　　　由 |
|  |  |  |
|  |  |  |

様式第１４（第１１条関係）

第 号

　　 年　月　日

　設置者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

大規模小売店舗立地法に基づく勧告について（通知）

　このことについて、大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第９条第１項の規定により別紙のとおり勧告します。

　貴殿は、この勧告を踏まえ、同法第９条第４項の規定により、必要な変更に係る届出について直ちに検討してください。

　正当な理由がなく、この勧告に従わなかったときは、同法第９条第７項の規定により、その旨を公表することがあります。

別紙（様式第１４関係）

勧　告　書

住所

　　　　　　氏名又は名称

　　　法人代表者氏名

　　　　年　月　日付けの届出事項変更届出（届出事項不変更通知）は、県が述べた意見を適正に反映しておらず、次の大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるので、大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第９条第１項の規定により、次の措置をとるべきことを勧告する。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　とるべき措置の内容

　３　理由

　　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事　　　　　　　　印

様式第１５（第１１条関係）

第 号

　　 年　月　日

　市町村長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

大規模小売店舗立地法に基づく勧告について（通知）

　このことについて、大規模小売店舗立地法第９条第１項の規定により、次の大規模小売店舗に対して、別添写しのとおり勧告したので通知します。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　届出又は通知年月日

様式第１６（第１２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※受付年月日 | 年　月　日 |
| ※受付番号 |  |
| ※備考 |  |

勧告を踏まえた届出事項変更届出書

　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　 （設置者）氏名又は名称

　　　　　　 法人代表者氏名

　　　　　　住所

　　　　　　担当者氏名電話

　　　　年　月　日付けの県の勧告を踏まえ、大規模小売店舗立地法第９条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　変更しようとする事項

　　　（変更前）

　　　（変更後）

　３　変更する年月日

　４　変更する理由

　５　変更しようとする事項に係る添付書類

　　　　注　新設届出書（様式第１）の７を参照のこと。

様式第１７（第１３条関係）

公　　　表

住所

　　　　　　氏名又は名称

　　　法人代表者氏名

　　　　年　月　日付けの県の勧告にもかかわらず、○○○○○は、正当な理由がなく、当該勧告に従わない。

　よって、大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第９条第７項の規定により、当該勧告に従わない旨を公表する。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

・名称

　　　・所在地

　２　従わない勧告の内容

　３　公表する理由

　　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事　　　　　　　　印

様式第１８（第１４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※受付年月日 | 年　月　日 |
| ※受付番号 |  |
| ※備考 |  |

承継届出書

　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　 （設置者）氏名又は名称

　　　　　　 法人代表者氏名

　　　　　　住所

　　　　　　担当者氏名電話

　大規模小売店舗立地法第１１条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２ 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日

　３　大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び

　　住所

　４　大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由

　５　大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

　（添付書類）

　　　・届出者が、法人にあってはその登記簿謄本、個人にあってはその住民票の写し

　　　・建物登記簿謄本

様式第１９（第１５条関係）

第 号

　　 年　月　日

　設置者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

報告の徴収について（通知）

　このことについて、大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第１４条第１項の規定により報告を求めます。

なお、この通知により求めた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、罰則が科せられることがありますので念のため申し添えます。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　報告を求める事項

　３　報告様式　別紙のとおり

　４　報告期限　　　年　　月　　日（　）

　５　教示

　　　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から

　　起算して３か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

　　　なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

　　　また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知っ

　　た日の翌日から起算して６か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を

　　代表する者は山梨県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができ

　　ます。

　　　なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、　　この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起する　　ことができなくなります。

別紙（様式第１９関係）

大規模小売店舗立地法第１４条第１項の規定に基づく報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（設置者）氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名電話

　　　　年　月　日付け第　　号で報告を求められた事項について、大規模小売店舗立地法第１４条第１項の規定により、次のとおり報告します。

　１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　・名称

　　　・所在地

　２　報告を求められた事項及びその対応内容

　３　添付書類

様式第１９の２（第１５条関係）

　　第 号

　　 年　月　日

設置者　殿

山梨県産業政策部産業政策課長

大規模小売店舗の届出に係る市町村等意見について（通知）

　大規模小売店舗立地法第　条第　項の規定による次の届出について、別紙のとおり、同法第８条第１項及び第２項の規定により市町村等から意見が提出されました。また、山梨県大規模小売店舗立地連絡会議運営要領第３条第２項の規定により連絡会議から意見が提出されましたので、併せて通知します。

つきましては、同法第８条第４項の規定により述べる県の意見の参考とするため、本意見に対する対応について検討の上、別紙により、対応策等の報告をお願いいたします。

なお、対応策や対応状況によっては、あらためて同法第１４条第１項の規定による報告を求める場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　名　称

　　所在地

２　報告様式

　　別添様式のとおり

３　報告期限

　　　年　月　日

別紙（様式第１９の２関係）

　　年　　月　　日

山梨県産業政策部産業政策課長　殿

（設置者）氏名又は名称

　　　　　法人代表者氏名

　　　　　住　　　　所

　　　　　　　担当者氏名電話

大規模小売店舗の届出に係る市町村等意見への対応報告書

　　年　月　　日付け　第　号で通知のあった市町村等意見に対する対応について、下記のとおり報告します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　名　称

　　所在地

２　対応策等

　　別紙のとおり

別紙

○○○に係る意見に対する対応策について

１．市町村からの意見（法第８条第１項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 意見の内容 | 対応策等 |
|  |  |  |

２．意見を有する者からの意見（法第８条第２項）

３．連絡会議からの意見（連絡会議運営要領第３条第２項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 意見の内容 | 対応策等 |
| ① |  |  |
| ② |  |  |
| ③ |  |  |
| ④ |  |  |
| ⑤ |  |  |

注）適宜、図面、参考資料を添付してください。

様式第２０（第１９条関係）

【法第５条第３項の場合】

◎　大規模小売店舗の新設に関する届出

　大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定による届出があったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から　　　年　月　日まで縦覧に供する。

　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

１　届出者の氏名又は名称及び住所

　（１）氏名又は名称

　（２）住所

２　届出の概要

　（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　ア　名称

　　　イ　所在地

　（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

　　　ア　氏名又は名称

　　　イ　住所

（３）大規模小売店舗の新設をする日

（４）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

　（５）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

　（６）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

３　届出年月日

【法第６条第３項の場合】

◎　大規模小売店舗の○○○○○に関する事項の変更の届出

　大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第　条第　項の規定による届出があったので、同法第６条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から　　　年　月　日まで縦覧に供する。

　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

１　届出者の氏名又は名称及び住所

　（１）氏名又は名称

　（２）住所

２　届出の概要

　（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　ア　名称

　　　イ　所在地

　（２）変更した（しようとする）事項

　（３）変更の（する）年月日

３　届出年月日

【法第６条第６項の場合】

◎　大規模小売店舗内の面積の合計を基準面積以下とする旨の届出

　大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第５項の規定による届出があったので、同条第６項の規定に基づき、次のとおり公告する。

　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

１　届出者の氏名又は名称及び住所

　（１）氏名又は名称

　（２）住所

２　届出の概要

　（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　ア　名称

　　　イ　所在地

　（２）廃止する年月日

３　届出年月日

【法第８条第８項及び第９条第５項の場合】

◎　大規模小売店舗の新設（変更）の届出に関する変更の届出

　大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第　条第　項の規定による届出があったので、同法第　条第　項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から　　　年　月　日まで縦覧に供する。

　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

１　届出者の氏名又は名称及び住所

　（１）氏名又は名称

　（２）住所

２　届出の概要

　（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

　　　ア　名称

　　　イ　所在地

　（２）変更しようとする事項

　（３）変更の年月日

３　届出年月日

【法第８条第３項の場合】

◎　大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

　大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第８条第１項の規定により○○○市（町村）から聴取した意見（第８条第２項の規定により居住する者等から述べられた意見）について、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から　　　年　月　日まで縦覧に供する。

　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　（１）名称

　（２）所在地

２　届出の内容及び公告日

　（１）内容

　（２）公告日

３　意見の概要

【法第８条第６項の場合】

◎　大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

　大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第８条第４項の規定により県が述べた意見について、同条第６項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から　　　年　月　日まで縦覧に供する。

　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　（１）名称

　（２）所在地

２　届出の内容及び公告日

　（１）内容

　（２）公告日

３　意見の概要

４　意見を述べた日

【法第９条第３項の場合】

◎　大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの勧告

　大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第９条第１項の規定による勧告をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

　（１）名称

　（２）所在地

２　届出の内容及び公告日

　（１）内容

　（２）公告日

３　勧告の内容

４　勧告をした日